

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

市町村名 (市町村コード)	郡山市 (07203)	
地域名 (地域内農業集落名)	東部地区 (白岩東部、白岩西部、下白岩、阿久津北、阿久津南、安原、横川、大平、 荒井、蒲倉、芳賀)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月16日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

東部地区は、農業者の平均年齢67.57歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

- ・鳥獣被害(ハクビシン、イノシシ、アライグマ、スズメ、カラス、ミンク等)が年々増加傾向にある。
- ・農家の高齢化が進んでおりその多くが後継者の目途がついておらず担い手不足が懸念され、地域農業の将来について強い不安がある。
- ・ほ場の集約化が進んでいない。
- ・ほ場が粘土質であり、耕作物によっては後継者が営農しにくいという状況があり、基盤整備を行うことや作業性の改善も含め、根本的な土壌改良を行うことを検討する必要がある。
- ・阿武隈川流域は水害が懸念され、持続的に営農活動できるよう関係機関と連携しながら対策を検討していく。
- ・資材等の費用高騰や価格減少などにより、年々農業所得の減少傾向であり、このままでは農業の維持が非常に困難であることから、若い担い手も農業を進んで取り組めるよう、国等からの所得補填するような仕組みを強く要望したい。
- ・基盤整備実施地区等においては、法面が大きいため、労力がかかるほ場もある。
- ・地区内でも状況が様々ではあるが、多面的機能支払金制度を活用して、用排水路の堀払い等の作業を実施しているが、年々、作業者が減少傾向にあり、維持が困難になってきている。
- ・蒲倉地区においては、10年後の耕作者も分からない状況がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:209人(うち50歳代以下14人) ※農林業センサス2020より

団体経営体(法人・集落営農組織等) 6経営体

主な作物:水稻、露地野菜(阿久津曲がりネギ)、施設野菜(トマト、キュウリ)、畜産(肉用牛) 等

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していくことや、地域内で法人を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって、入作者も含め農地を利用していく体制の構築を図る。

また、地域の所得向上等の観点から、地域の話合いにより、ブランド化を図ることや6次化製品の開発等の当地域の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。

- ・鳥獣被害の対策として、近年、ハクビシンの被害が増えている。夜間にラジオを流すなどの対応で軽減できるが、住宅エリアが近いことから地域内で話合い、今後の対応を検討したい。
- ・現状農地を維持するためには、基盤整備は必須であり1つの圃場面積を拡大すべきであるため、地域の話合いにおいて、基盤整備事業を要望していきたい。
- ・新規就農ゾーン、地域内農業者ゾーン、家庭菜園ゾーン等のゾーニングを行い、農地の有効活用を検討していきたい。特に、蒲倉集落においては遊休農地も増えており、現耕作者の意向確認や、地域内での話合いにおいて対策を早急に講じたい。
- ・用排水路の堀払いについては、地域内農業者のみならず、土地所有者など近隣住民も参加頂き、地域で維持を図っていけるよう、定期的な話合いによって地域の方に理解を頂きながら地域で農地を守っていく。具体的には、地主等にも参加いただける取組みを行い、地域で農業を支える体制を整備する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	379.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	379.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。 また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地中間管理機構の機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでおり、小区画の農地等は担い手にとって作業を効率的に行うことが困難であることから、将来に向けてほ場整備等の取組みを検討していく。多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていける環境を整えていく。 なお、基盤整備実施の地区においても、排水性等の土壌改良を含め、再整備についても検討する必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、地域ぐるみで技術や機械などの支援を行っていく。 集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、地域の担い手農家と入作者の連携のもと、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、担い手確保・育成に努める。 また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用なども積極的に検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農業支援サービス事業体等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があつた場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

③担い手不足や高齢化の影響を鑑み、スマート農業技術の導入等により、農作業の省力化や農産物の高品質化を図り、地域農業の維持に努める。

⑦⑧既存の多面的機能支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理と休耕地の草かりなどの作業を行い、遊休農地の発生の防止を図る。また、水害等対策として、持続的な営農活動ができるよう堀払いを定期的実施するなど、地区内の防災意識の向上を図る。

⑨耕畜連携等(循環型農業)については、堆きゅう肥や廃菌床の活用も含め、地域内で積極的に検討を進めていく。

⑩新規就農ゾーン、地域内農業者ゾーン、家庭菜園ゾーン等のゾーニング計画を地域の話し合いによって進めていく。